

相談支援の質の向上に向けた取組の経緯
－相談支援専門員の研修制度の見直しについて

相談支援専門員について(現行)

(基準)

- 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員を配置。

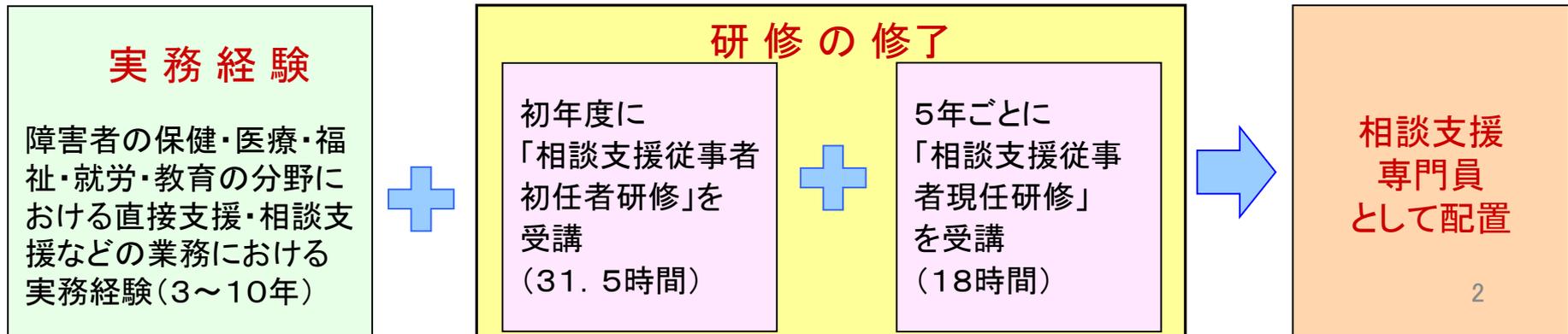
(経緯)

- 障害児(者)地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、身体、精神の障害種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障害を統一のものとして改定した相談支援従事者研修(初任者研修・現任者研修)が実施されることとなった。
- 平成20年には社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障害児支援や地域移行支援等について専門コース別研修(任意研修)を新設し、研修体制の充実が図られた。

(現状)

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 9, 364箇所(平成29年4月1日現在)
- 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 19, 083人(平成29年4月1日現在)

【相談支援専門員の要件】



- 各都道府県による相談支援専門員の養成に関しては、これまで各都道府県の研修の指導者等向けの相談支援従事者指導者養成研修を国において実施してきており、各都道府県による養成研修の質の向上を図ってきた。しかし、各都道府県の研修実施体制に差があり、研修内容の違いが大きくなったり質の差が広がっているという指摘がある。
- また、社会保障審議会障害者部会報告書(平成27年12月)では、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援専門員の養成について以下の指摘がなされた。
 - ・ 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しを行うべき。
 - ・ 「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員等の研修カリキュラムの中にも位置付けるべき。
 - ・ 指導的役割を担う人材(主任相談支援専門員)の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。
- さらに、「相談支援の質の向上のための検討会」における議論のとりまとめ(平成28年7月)では、人材育成の方策について以下のように提言されている。
 - ・ 基本相談支援を適切に行える相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う。
 - ・ より幅広い問題解決能力を要する支援、地域への働きかけを伴う支援等、個々の能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組み作りを検討する必要がある。
 - ・ これまで実施されている「初任者研修」及び「現任研修」のカリキュラムの更なる充実に加え、事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な人材育成が図られるよう、例えば次期研修までの間に実地研修(OJT)を組み込むべきである。
- 上記の指摘等を受け、現在求められる役割に対応できる相談支援専門員を養成していくための現行カリキュラムの見直し及び新たなカリキュラムの創設が必要となっている。



- 上記課題に対応すべく、平成28年～29年度において厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムの開発について取り組んできたところ。

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

趣旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

とりまとめのポイントⅠ ～相談支援専門員の資質の向上について～

（人材育成）

① 基本的な考え方について

- 相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

② 人材育成の方策について

- 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討すべき。
- 研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

- 障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

⑤ 障害児支援利用計画について

- 障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。
- 市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべき。

とりまとめのポイントⅡ ～相談支援体制について～

① 相談支援の関係機関の機能分担について

- ・ 基本相談支援を基盤とした計画相談支援、一般的な相談支援、体制整備や社会資源の開発等の役割について、地域の実情に応じて関係機関が十分に機能を果たすことが必要である。そのためには、協議会等が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要がある。
- ・ 市町村は、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められており、この点は相談支援事業者に委託する場合であっても同様であることに留意するべき。

② 基幹相談支援センターの設置促進等について

- ・ 基幹相談支援センターの設置促進に向け、市町村において、障害福祉計画の作成等に際して相談支援の提供体制の確保に関する方策を整理し、地域の関係者と十分議論することが重要。仮に基幹相談支援センターの設置に一定期間を要する場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割をどのような形で補完するか市町村において整理するべき。
- ・ 都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべき。

③ 相談窓口の一元化等について

- ・ 相談支援の関係機関の相談機能の調整にあたっては、必要に応じて地域包括支援センター等との連携や相談窓口の一元化なども視野に入れ、地域の相談体制を総合的に考える視点も必要。
- ・ こうした取組を進めるにあたっては、すでに一部の地域で先駆的に実施されている取組状況を広く横展開することが有効。
- ・ 総合的な相談窓口は必要であるが、一方で身近な窓口や専門的な相談機関も求められている。いずれの場合でもワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、関係機関間での連携強化を図るなど、各自治体において適した取組を考えるべき。

④ 計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について

- ・ 計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的に実施することが重要である。
- ・ 特に高齢障害者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないように相談支援専門員による十分なモニタリングを実施し、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにもつなげるべき。
- ・ 相談支援専門員一人が担当する利用者の数もしくは一月あたりの対応件数について、一定の目安を設定することも相談支援の質の確保にあたっては必要。また、地域相談支援についても、障害者の地域移行を促進する観点から、計画相談支援との連携をより一層有効に進めるべき。
- ・ 障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。

相談支援専門員研修制度の見直しに関する障害者部会（H30年3月2日）以降 の状況及び今後の対応方針（案）について

（指摘内容）

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。



（検討の方向性）

- あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理。
- 検討にあたっては、障害当事者の参画を前提とし、その際、身体障害、知的障害及び精神障害の各関係者の人数のバランスに配慮した構成とする。
- これまで障害者部会において議論されてきた経緯を踏まえ、検討の前提として、現時点で提示されている新カリキュラム（研修時間42.5時間（初任者研修）・24時間（現任研修））をベースとして検討をする。
- 研修の受講にあたり、障害者の負担が可能な限り少ない方法について検討を行う。

（施行時期等）

- 検討に要する期間を考慮し、新たな告示等に基づき都道府県が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については、2020年度以降とする。

相談支援の質の向上に向けた検討会について

1 趣旨（要旨）

平成30年10月24日の社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直しに関して、研修項目や障害当事者の負担軽減等についての議論が行われた。これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について検討を行う。

2 主な検討事項

(1) 研修項目に関する事項

相談支援専門員が必要とする価値・知識・技術を獲得できる研修項目及び時間数について

(2) 研修受講における配慮に関する事項

障害当事者が研修を受講する場合の適切な配慮について

3 スケジュール

以下の日程で年度内に3回程度実施し、報告書を取りまとめる。

第6回 平成31年2月14日（木）

第7回 平成31年2月28日（木）

第8回 平成31年3月21日（木・祝日）

第9回 平成31年3月28日（木）

※ これまで行われてきた「相談支援の質の向上に向けた検討会」を継続して実施。

4 委員構成等（別添）

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**

現行

相談支援従事者
実務要件

相談支援従事者
初任者研修
(31.5h)

相談支援
専門員
として配置

相談支援従事者
現任研修(18h)
※5年毎に現任研修を受講
(更新研修)

相談支援専門員
としての要件更新

専門コース別研修 (任意研修)

改定後

相談支援従事者
実務要件

【カリキュラム改定】
相談支援従事者
初任者研修
(42.5h)

相談支援
専門員
として配置

【カリキュラム改定】
相談支援従事者
現任研修**(24h)**
※5年毎に現任研修を受講
(更新研修)

相談支援専門員
としての要件更新

専門コース別研修(任意研修)
※一部必須及び現任・主任研修受講の要件について検討

3年以上の実務

【カリキュラム創設】
主任相談支援専門員
研修**(30h)**

主任相談支援
専門員
として配置

一定の実務経験の要件(注)

(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)

①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある

②現に相談支援業務に従事している

相談支援専門員研修の告示別表(案)

初任者研修（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h



初任者研修（見直し後）		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	4h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	-
合計		42.5h

現任研修・更新研修（現行）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

現任研修・更新研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
合計		24h

新設



主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11h
合計		30h

相談支援の質の向上に向けた検討会ワーキンググループについて

1 趣旨（要旨）

平成30年10月の社会保障審議会障害者部会において、研修項目や障害当事者の負担軽減等についての議論が行われた。これを受け、平成31年2月から3月に「相談支援の質の向上に向けた検討会」を開催し、取りまとめ(平成31年4月10日)を行った。

取りまとめにおいて、「相談支援従事者指導者養成研修検討委員に障害当事者委員を増員し研修内容等の検討を行うこと」とされたことから、関係者によるワーキンググループを開催し具体的な検討を行う。

2 主な検討事項

(1) 国における研修の実施内容

相談支援専門員に対する研修会の実施にあたり必要となる具体的な研修内容等について

(2) 研修資料等

国及び都道府県において研修を実施するにあたり必要となる研修資料（講師向けガイドライン、研修用教材や補助資料の参考例等）の作成等について

3 スケジュール

令和元年6月に第1回を開催し、令和元年度中を目途に5回程度開催する予定。

4 委員構成等（別添）

委員構成等

- 東 美奈子 (株式会社RETICE DEO)
- 内布 智之 (一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構代表理事)
- 小澤 温 (筑波大学人間系教授)
- 彼谷 哲志 (特定非営利活動法人あすなろ相談支援専門員)
- 熊谷 晋一郎 (東京大学先端科学技術研究センター准教授)
- 小島 一郎 (名古屋市瑞穂区障害者基幹相談支援センター所長)
- 島村 聡 (沖縄大学准教授)
- 鈴木 智敦 (名古屋市総合リハビリテーションセンター自立支援局長)
- 相馬 大祐 (福井県立大学看護福祉学部講師)
- 玉木 幸則 (特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問)
- 堤 愛子 (特定非営利活動法人町田ヒューマンネットワーク理事長)
- 中西 正司 (特定非営利活動法人当事者エンパワメントネットワーク理事長)
- 西村 真希 (社会福祉法人宮城県社会福祉協議会相談支援専門員)
- 橋詰 正 (上小圏域障害者総合支援センター所長)
- 松浦 俊之 (神奈川県子どもみらい局障害福祉課地域生活支援グループ副主幹)
- 溝口 哲哉 (特定非営利活動法人おきなわ障がい者相談支援ネットワーク理事長)
- 吉田 展章 (ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく所長) (五十音順、敬称略)

(以上17名)

相談支援専門員指導者養成研修の実施に向けたスケジュール（イメージ）

	2019年1～3月	2019年4～7月	2019年8～9月	2019年10～ 2020年3月	2020年4月～	
相談質の検討会 障害者部会	検討会報告書とりまとめ	障害者部会報告（6月）				
ガイドライン（研修実施者向け）	SSAIにおいて研修ガイドライン作成【助成事業】（埼玉県相談支援専門員協会）	<p>「相談支援の質に関する検討会WG」（1R）</p> <p>（設置者） 地域生活支援推進室長</p> <p>（目的） ガイドライン、教材、研修資料の検討、資料作成及び研修会の進め方（時間割、担当講師等）の検討・整理</p> <p>（回数） 全4回程度</p> <p>①9月の研修会に向けた全体の役割分担、執筆開始 ②分野ごとの進捗確認（1） ③分野ごとの進捗確認（2） ④ガイドライン、研修資料のセット</p> <p>（メンバー） 別紙</p>	<p>「平成31年度相談支援従事者指導者養成研修に関する検討会」</p> <p>（設置者） 国立障害者リハビリテーションセンター総長</p> <p>（目的） WGにおいて作成された資料、進め方の確認、情報共有等</p> <p>（回数） 全2回程度</p> <p>①全体像の共有 ②演習関係打合せ</p> <p>（メンバー） 別紙</p>	<p>9/11～9/13 国研修 国リハ学院</p>	<p>「相談支援の質に関する検討会WG」（2R）</p> <p>（設置者） 地域生活支援推進室長</p> <p>（目的） 教材、研修資料の最終的な確認・整理</p> <p>（回数） 全2回程度</p> <p>（メンバー） 別紙</p>	都道府県において研修実施
配付資料（講師用講義資料）						
テキスト（研修受講者向け）						

現行研修の都道府県での実施上の課題について（参考）

① カリキュラム上の課題（・改善の要望）

- ・ 到達目標、研修構造がわかりづらい。
- ・ 講義と演習の連動性が薄い。
- ・ 障害の(特性)理解について取り扱う時間が少ない。
- ・ 法制度について取り扱う時間が少ない。
- ・ 類似の講演の連続となってしまうケースが散見される。
- ・ 本人中心支援や意思決定支援などを演習で丁寧に扱うべき(時間が足りない)。
- ・ 「地域づくり」の内容が協議会に特化することに違和感がある。
- ・ 基本相談に触れる時間的余裕がない。
- ・ 関係性の構築や相談面接技術について触れる時間的余裕がない。
- ・ ケアマネジメントプロセス全体を丁寧に扱う時間的余裕がない。
- ・ モニタリングについても演習等で取り扱うべきだが時間的・技術的に困難である。
- ・ 演習で用いるケアマネジメントツールの見直しが必要。
- ・ モデル事例の選定・作成方法を見直し、都道府県間のばらつきを低減すべき。
- ・ 提出課題の選定等に明確な指針を示すべき。
- ・ 提出課題の程度の差が激しく、グループでの演習に耐えがたいものもある。

今回のWGはカリキュラム開発には踏み込まないため、あくまで参考

(H28 厚生労働科学研究 H28-身体・知的-一般004 報告書, p62-63)

現行研修の都道府県での実施上の課題について

② 研修実施・運営上の課題

- ・ 都道府県間での実施内容の違いがある。
- ・ 独自に研修日程・内容を追加している場合がある。
 - ¶一概に否定されるものではない。
- ・ 受講しても実務に就かない者が多い。
- ・ 受講の動機付けが低い者が多い。
 - 例：「自分は受けても受けなくてもよいが、人に言われたから受講した」等
- ・ 受講態度が悪い者が多い。
- ・ 演習の実施形態やグループワークの際の1グループあたりの受講生数、講師の数等に差がある。
- ・ 演習講師の間の質の差がある。
- ・ 講師の動機付けが低い者がいる。
- ・ 特定の人に研修企画立案の負担がかかる場合がある（地元自治体の理解が得られない）。
- ・ 講師の人数確保が困難。
- ・ 講師の選定基準が不明確。
- ・ 受講人数が多い都道府県では講師や財政上の負担が大きい。
- ・ 島嶼部がある、広面積で移動に困難があるなど開催に配慮を必要とする場合がある。

今回のWGはカリキュラム開発には踏み込まないため、あくまで参考

(H28 厚生労働科学研究 H28-身体・知的-一般004 報告書, p63-64)